

確認した。

(2) 弁護団を招いた学習会の開催

前述した会合での協議により、12月19日夜、千葉県社会福祉研修センターを会場に学習会が開催された。当日は、千葉地方裁判所において勾留理由開示の裁判が実施され、学習会とあわせて傍聴の呼びかけが広く行われた。学習会は大きな関心呼び、県内外から200人を超える参加者が集まって立ち見が出るほどであった。

冒頭では、呼びかけ人を代表して千葉県手をつなぐ育成会会長から、挨拶が行われた。以下にその挨拶文を紹介する。

…去る9月21日、千葉県の東金市でいたましい事件が起きました。「またも」と申し上げた方がいいかもしれませんが。理由も分からぬままに人の命が捨てられていく事件が後をたたないからです。「人の命は何よりも重い」のは一昔前のことになってしまったのでしょうか。

亡くなったお子さんの顔写真がマスコミで報じられるたびに、さぞや怖かったろう、辛かったろうと胸が痛みます。わが子を亡くしたご遺族の方の心労辛苦には、同じ子を持つ親としてかける言葉が見つかりません。何の言葉を投げかけても何の救いにもならないことは自分の身に置き換えれば考えるまでもないことだからです。

亡くなったお子さんのご冥福を心からお祈りします。ご家族の心痛を少しでも分かち合わせていただきたいと願っています。

12月6日には、本事件の容疑者が死体遺棄容疑で逮捕されました。地元の特設支援学校を卒業し、知的障害の判定を受けていたことも実名と共に報じられました。

刑の確定については司法の判断に委ねるしかありませんが、私たちは、障害福祉に関わる立場で、そこで何が行われてきたのかを検証する責任があると考えています。分からないままだった理由を明らかにしていくことで、次の不幸を回避することにつなげていくことを願っているからです。

障害を持った被疑者は何を思っていたのか。周りにいた支援者は何を行って来て、行ってこなかったのか。行うべきことがあるとすればどんなことだったのか。被疑者である彼が地域で暮らしていくことの困難性はどんなことだったのか。それらを明らかにしていくことが、私たち障害福祉に関わるものに課せられた課題です。

今日は、本事件の弁護団の方をお願いをして学習会を設けました。これ以上、不幸な被害者も加害者も出たくありません。根絶を願って皆で学びあいましょう。

学習会においては、弁護団から経過や当日の勾留開示理由の裁判の状況について説明が行なわれるとともに、会場との質疑を通じて警察の取調べやマスコミ報道等について、さまざまな問題が提起された。

(3) 捜査当局に対する要望書の提出

学習会で提起された問題のなかで、捜査段階で被疑者の障害への配慮を求めていく必要のあることが強く認識されるに至った。これを受け、年の瀬も押し迫ったなかで再度、現地において親の会や福祉関係者が集まって協議を重ね、また弁護団からも要請を受け、千葉県手をつなぐ育成会、千葉市手をつなぐ育成会、千葉県自閉症協会の3団体連名で、捜査当局に要望書を提出していくこととなった。(別紙)

要望書の提出に際しては、マスコミ各社にも事前に情報提供を行った結果、当日夜のNHKの報道番組でニュースとして取り上げられた。

(4) 考察

東金事件については、今後の裁判の進展のなかで、親の会にさらなる取り組みが求められると考えている。親の会のなかで、この事件がどのように捉えられ、どのような判断により取り組みがなされたのか、成果と課題は分析するには、もう少しの時間が必要である。また、これらの取り組みは、親の会を取り巻く関係者のネットワークによるところが大きく、千葉の当時の状況なども踏まえて論じる必要がある。

次年度の研究においては、学習会開催や要望書提出に関わった親の会役員や関係者等へのインタビューを行い大きな社会的関心を集めた事件に親の会をはじめとする地域団体はどのように臨み得るのか、考察を試みたい。

2. 中核地域生活支援センターにおける触法知的障害者への支援と地域団体の関わり

(1) 中核地域生活支援センターの概要

中核地域生活支援センターは、千葉県独自の総合相談事業として平成16年10月に設置された。対象を限定せず幅広い生活困難に対応することが特徴で、地域の社会資源を活用しながら問題解決に結びつけることを業務としている。県内13か所の健康福祉圏域(障害福祉圏域)ごとに、毎年行われる公募により選定された社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人が事業を1年ごとに受託し、1か所年間2500万円の委託費により社会福祉士、精神保健福祉士等の職員5~6人程度が配

置されている。

筆者が勤務する「がじゅまる」は、東京都に隣接する市川市・浦安市（市川圏域）の人口約60万人を担当するセンターである。市川手をつなぐ育成会を母体とする社会福祉法人一路会が事業を受託しており、親の会活動との関わりは深い。月平均7～800件程度の相談を受け付け、そのなかで障害のある人からの相談が約70%を占めている。相談者の抱える生活課題は、福祉サービスの利用にとどまらず生活困窮や引きこもり、地域トラブルなど多岐にわたり、5項目以上の生活困難を抱える人が約25%を占める。

（2）犯罪を繰り返す人の支援の実例

①40代男性。中程度の知的障害。建造物不法侵入、窃盗（車上荒らし、自転車等）を繰り返す、前科11犯。刑務所を満期で出所し、更正施設に入るが自分から出て郷里の千葉県内A市に戻る。市役所に援護を断られ、ホームレス者の多い市川市へ。本人と面接したホームレス支援団体が知的障害を疑い、がじゅまるに協力要請。

生活歴を聴き取り。本人の記憶を頼りに隣接市に居住する母親を訪ね、幼い頃の証言を得る。療育手帳を申請したところ、県の台帳から幼少期に一度、手帳を取得していたことが判明。B-1の再判定を受ける。生活保護受給、年金申請。本人の希望で通所施設、ヘルパー利用の契約。

支援体制が安定した直後から、賽銭箱荒らし、自転車泥棒などが始まる。常に支援者が張り付く状況をつくるなど試みたが、逆に本人と支援者との間のストレスは高くなる。

持っているはずのない小銭を持っていたことで本人を問ひ詰めたところ、車上荒らしをして盗んだことを告白。説得して警察に出頭させたが、警察は取り合わずに帰されることとなった。本人と話し合い、一緒に現場周辺を歩いて被害者を特定。状況を説明して本人とともにお詫びをした上で、被害届の提出について協力を求める。被害届が出され捜査が始まる前に、深夜に隣接する警察署の管内で車上荒らしの現行犯で逮捕、起訴。その後、被害届が出された件でも追起訴され、服役。出所後、本人は市川での生活を希望し、支援者に頻りに手紙を書いている。

②20代男性。軽度知的障害、発達障害。公然わいせつ（性器露出）で拘留、裁判中に、市役所の要請でホームレス支援団体が身元引き受けを証言。支援団体の要請でがじゅまるも出所後の地域生活を支援。

療育手帳により授産施設を利用して職業訓練を受ける。支援団体が金銭管理を、がじゅまるが随時の生活支援、緊急時の対応を受け持つ。支援団体の金銭管理に反発し、嘘や家賃の使い込みが頻発。失踪を繰り返した末に本屋で大量に万引きして現行犯逮捕。服役。

（2）相談支援の活動と親の会との関わり～考察

市川手をつなぐ親の会は創立以来50年余を重ねる歴史をもち、人口46万人の市において会員数は600名を超え、若い世代の会員活動も活発な組織として全国的に知られている。がじゅまるには開設当初から、親の会会員を通じた相談が多数寄せられた。

ただ実際には、複雑困難な相談ケースは地域から孤立しているケースが多く、親の会に所属していない知的障害、発達障害の人たちへの支援のボリュームが多くを占めていた。触法の知的障害者、発達障害者の相談はその最たる例であるが、母体法人はがじゅまるの相談支援に対し、運営する通所施設やレスパイト事業、ヘルパー事業などを通じて、有形無形のバックアップを提供している。こうした状況は、親の会役員と現場を預かる施設長・理事の見識とリーダーシップによるところが大きいと考えられ、他地域に汎化していくことは必ずしも容易ではない。

一方で、地域のなかで一定の信頼を獲得してきた組織としての親の会の存在感とそこにつながる様々なネットワークの下支えにより、がじゅまるにおける具体的な一人ひとりの支援活動について困難を打破することができたと感じることも少なからずある。先に挙げた事例の一つめで、被害届を出していただけるよう協力をお願いする際に、地域の人脈をたどるなかで母体法人理事の紹介の労を得ることができたことなども、その一例である。

また、触法の障害者支援への親の会活動の関わりを考える際に、個別具体的な支援への理解協力の側面のみならず、親の会活動による地域における障害者理解の広がりの側面を捉える視点も重要であろう。

（研究協力者：朝比奈ミカ）

別紙

2009年1月6日

千葉地方検察庁
千葉県東金警察署 宛

千葉県手をつなぐ育成会 会長 田上 昌宏
千葉市手をつなぐ育成会 会長 久保田美也子
千葉県自閉症協会 会長 大屋 滋

要 望 書

2008年9月21日、千葉県東金市でいたましい事件が起きました。12月6日には、本事件の〇〇〇容疑者が死体遺棄容疑で逮捕、12月26日に殺人容疑で再逮捕されました。亡くなったお子さんのご冥福を心からお祈りいたします。

容疑者である〇〇〇氏が、地元の特別支援学校を卒業し、療育手帳を所持している所謂知的障害者であることは報道によって広く知られるところとなっています。私たちは同じ「障害」を持つ子の親としてこのことに強い関心を持ち、無用の不安や偏見等が流布することに危惧を持ち、事実を注視して正しい情報が伝えられることを願っています。

事実を明らかにしていく上で、容疑者である〇〇〇氏が持つ知的障害の特性に配慮した取調べが為されることが必要です。

つまり、捜査や公判の手続きの中で、質問の意味を取り違えたり、誘導を受けやすかったり、本人が意識しないままに迎合が生じる等のことが想像され、それらが事実を明らかにしていく上で妨げになることを危惧するからです。

私たちは、事件の全貌が一刻も早く、正しく明らかになっていくことを願っています。そのために、知的障害者である〇〇〇容疑者に対して、取調べ等の手続きの中で下記のご配慮をいただけることを要望いたします。

記

1. 取調べにおける質問をできる限り漠然とした形で行い自由な説明を行なわせる、一問一答とする、「はい」「いいえ」で答えられるような質問は基本的に行わないなど、供述を得る過程で知的障害者の特性を配慮すること。
2. 取調べの全過程について、録画、録音による措置をとること。

以上

4) 被疑者・被告人である触法知的(発達)障害への対応について

当事業所は、障害者相談支援事業所の立場から触法行為によって検挙された知的・発達障害者に対し、これを危機介入的対応のニーズととらえ弁護士や他の相談支援事業所、行政、その他の専門職などと連携し、チームアプローチをもって対応している。また、検挙時に覚知していない場合でも、覚知した時点で同様に危機介入的なアプローチをおこなっている。本年度に入って、その数も増えて知的・発達障害者のみならず触法精神障害者にも対応している。

また、できるだけ早く覚知し、障害特性から不利にならないよう取り組み。つまりは、取調べ時に、結果として任意性の低い自白になり、それに基づく調書が作成され、さらには調書に記載されていることについて確認を取ることが困難である場合があり、そういった事に十分配慮するように弁護士を通じて申し入れるという対応であり、不起訴処分、罰金刑といった逮捕勾留の後釈放されるケースについては、釈放後直ちに福祉的支援を行うことで再犯を防止するといった支援の有効性についての実証を行なう。これは対象の障害者が少年の場合でも同様で、不処分や保護観察処分(1号観察)となった場合においても福祉的支援による再犯の防止を主任保護観察官や保護司との連携も視点におこなうといった取り組みを行なっている。

起訴された場合は、障害者の相談支援に携わるソーシャルワーカーの立場の者が、裁判資料をよく調べ、本人や家族からも話を聞き、弁護士や他の相談支援事業所、行政、サービス提供事業者等に必要な支援を行うことができることを確認した上で、支援計画書を作成し情状証拠として提出するといった対応をとっている。この場合に行なわれる、留置所や拘置所での面会は、ソーシャルワークにおける「面接」として行っているものであり、本人の触法行為に関わるニーズ解決を目指すものである。執行猶予付きの判決がおりた場合においては、支援計画書に記された、居住サービスの利用等の福祉的支援による再犯防止を図っている。なお、実刑となった場合は、拘置所確定区における分類時への配役等の配慮について申し入れ、受刑中の面接を経て出所後の福祉的支援につなげている。また、刑務所に対して福祉支援者として面会等の対応を文書で申し入れるといった対応をとっている。これらの効果性の証明を行なうものである。

なお、これらの対応の特徴は、逮捕、取調べといった初期の危機介入的対応から処分終了後の再犯防止を主目

的とする福祉的対応、さらには居住サービス等を使った場合においても、その事業所と連携して支援を継続するという一貫した支援の実施である。しかしながら、こういった対応には大きなマンパワーが必要であり、こういったニーズを持つ人すべてへの対応は現状困難であるといった問題点がある。この事についても、報告内で言及する予定である。

また、このたび、3年以上の量刑がある罪を犯した容疑者には、被疑者国選弁護人をつけられることとなった。その為、今後多くの知的(発達)障害のある被疑者が見出され、対応を行わなければならない状況も想定される。当事業所の触法障害者取り組みの現状から見出されている、そういった今後の触法知的障害者への対応についての問題点も福祉の立場から提起する。

また、被疑者被告人対応とは、すなわち、裁判の結果として実刑や少年院送致となったものたちへの継続的対応の必要性も意味している。それぞれの帰住地における支援体制をつくる事によって、そういった人々への出所、出院後対応が可能になり、その実践について報告する。なお、その実践の流れについては添付資料のとおりである。

こういった触法障害者に対する被疑者・被告人段階における取り組み実践のうち、特に育成会との係わりという点で知的障害者への取り組みについて事例を上げて考察したい。考察においては、ほとんどの事例において育成会との係わり合いがなく、学校現場等で幼少時から知的障害が疑われるか或いは指摘されていたにも係わらず、手帳取得に至っていなかったといったケースについて、その犯罪にいたった生活歴を含む背景や累犯者の場合累犯の状況も含めて検討し、触法知的障害者は育成会等の当事者団体のかかわりが少ないという仮定を証明していくべく、現在、ケースの整理に入っているところである。勿論、研究用のケースの取り扱いとなるがゆえに、報告時においてケースについては相応の加工を施して守秘を図るものである。

また、兵庫県手をつなぐ育成会には、ある触法知的障害者のケース(Nケース)について問題を投げかけた。その結果、そのケースの裁判に何人かの会員が傍聴に訪れた、県育成会事務局長ともそのケースの事を初めとした非公式ではあるが触法知的障害者対応についての意見交換を行ない、今後の協力を求めている。本年度については、前述した当方らが行ってきた触法障害者対応について中心に報告する事が中心となるが、こういった県育成会を通じた、市町育成会の会員が関心を寄せたNケ

ースにおけるこういった動きも合わせて報告するべく考察を行なっている。Nケースについては前期の事例の一つとして取り上げる。

なお、考察するケースについては下記を予定している。

1. 高等学校卒業後、療育手帳（中度）を取得した女性のケースで、両親、本人の障害認知が不足しており、不安定な男性関係から放火の共犯に至ったケース。
2. 療育手帳（軽度）男性で、就労していたが、強制わいせつで逮捕執行猶予となったが、執行猶予期間終了後再び強制わいせつで現行犯逮捕されたケース。
3. 50歳になってから療育手帳（中度）を取得した男性が、占有離脱物横領（自転車盗）と窃盗（自転車盗と万引）を繰り返しているケース。
4. 小学校、中学校共に障害児学級に所属しながら療育手帳は取得せず、職を転々としながら精神疾患を発症し、現住建造物等放火に至ったケース。
5. 療育手帳は無きままに、3人の母となったが夫とは離別し、子育てができないために虐待し、自らは触法行為を繰り返し、現住建造物等放火で受刑後療育手帳を取得（重度）したが、再び器物損壊住居侵入を起こして起訴されたケース（Nケース）

以上である。

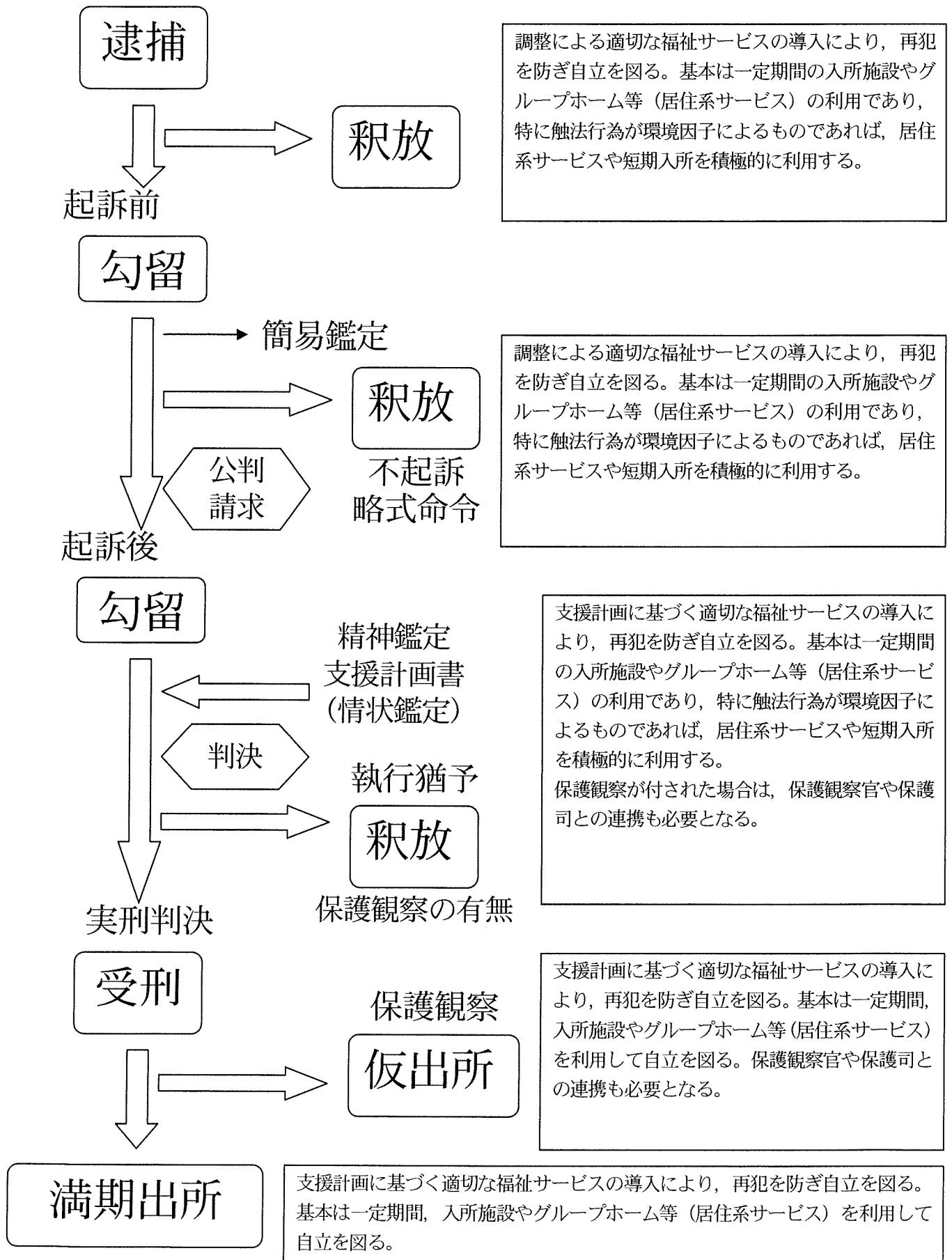
さらに、前記の触法知的障害者は育成会等の当事者団体のかわりが少ないという仮定を証明する上において、療育手帳を取得していない知的障害者である者が、刑事施設にて拘束されている事実があり、現実その事実が一般に知られていないといえ、よってその啓発の必要性や多くの知的障害者が自らの障害を認知していない事の問題についても提言をする予定である。これは、公私の障害認知なき者については福祉の支援を受ける事のみならず当事者団体等にも所属する事ができないという事を明らかにする事を目的としている。

方法としては、主に政府刊行物による統計資料を考察する事で明らかにしたい。平成20年の矯正統計年報において、刑務所新入所者の内、IQ69以下の者が約23%を占めているにもかかわらず、その反面、同年の犯罪白書によると、知的障害者を含む、犯罪を起こし検挙された精神障害者及びその疑いがある者の数は0.8%となっており、統計的には明らかに健常者の方が知的障害者を含む精神障害者よりも犯罪を起こす可能性が高いといえるといった事実も含めて考察する。また併せて、これら

矯正統計年報や犯罪白書等の統計資料によるデータの有意差を検定する事によって科学的に前記仮定を実証するものである。

(研究協力者：原田和明)

刑事手続と福祉的対応関係図（成人）



5) 本人活動グループについて

① 研究テーマ・研究手法の確認

研究テーマ：

本人活動は障害のある触法・被疑者を支えることが出来るのか。現状と課題、今後の可能性について考える

研究の目的：

ピアサポート機能がはたらく場面としての本人活動が、触法・被疑者を具体的に支える力を持ちうることを論理的、実証的に明らかにし、その強化に必要な基盤整備について考察する。

その結果を得て、将来的には触法被疑者の更正プログラムに本人活動リーダーによるピアサポートワークショップを入れることを提案する。

それを担うリーダーの特別養成プログラムの試作を提案する。

研究を進めるに当たっての基本認識：障害のある触法・被疑者にとって重要なのは

- (1) 生活基盤の安定（生活支援を軸とした物的・人的環境の調整）
- (2) 肯定的な自己認識を持つこと（内面形成）

である。(1)と(2)は相互に関連しあっており、同時並行的に進められる必要がある。本研究は特に上記(2)肯定的な自己認識形成に着目し、その基盤となるピアサポートの具体的な担い手として、成熟した本人活動グループリーダーを想定している。

研究の進め方：

1. これまでの研究結果から、本人活動のなかで本人が何を獲得するかを明らかにする（キーワード…ともだち、身近なモデル、役割意識、情報の整理、社会と自分の関係の理解、自尊感情の形成）
2. 現段階の本人活動の到達点を明らかにする（以上はこれまでの研究のまとめ）
3. 本人活動リーダーの聞き取りを行い（1）本人活動と自己形成の関係（2）本人活動リーダー等が触法・被疑者をどのように捉えているのか（3）触法・被疑者を支える意思の有無を明らかにする。（関東在住者数名を予定）
4. 上記聞き取りを行った活動リーダーによる座談会「本人活動は触法被疑者となった障害者を支援できるのか。そのためにはどんな準備が必要か」を行う。

② 研究結果

研究の進め方に沿って、本人の聞き取りを行った。実際には5名に面談したが、ここでは3名の聞き取り記録を掲載する。

1. Aさんの聞き取り

Aさんのプロフィール

氏名 ○○○○

性別 男

年齢 42才

住所 横須賀市

仕事 運送会社でベルトコンベヤーで運ばれる荷物の仕分け作業

居住形体 両親と同居

Q1. あなたは本人の会に入っていますか？どんな会ですか？会の役員をやっていますか？

A1. 二つの会に入っている。

一つは神奈川○○○会。会員34名の活発な会。自分が入って11年になる。現在副会長をやっている。

もう一つは横須賀○○○会。はじめは4人の小さなサークルだったが、神奈川の活動を参考にして活発な会に変えた。代表をやっている。でもまだ「自分で決める」という意識が不十分だと思う。

Q2. 本人の会はあなたにとってどういうところですか？

A2. 自分らしくなれるところ。自分の居場所。

Q2-1 居場所とはどういうところですか？

A2-1 安心できる場所。新しい人にあっても古い知り合いのように感じる場所。

考え方が近い人がいる場所。何も考えないでオープンに話せる場所。

Q2-2 本人の会はなぜそういう場所なのですか？

A2-2 自分で決められる場所だからです。決定権は自分にある。自分の意志で決める。職場や家族では「こうしろ、ああしろ」といつも言われていた。自分のことをわかっていてくれたことがなかった。学校の先生に仕事のことなどを相談に行っても「お前がもう卒業したのだから」といわれた。自分は自分の全部を誰に

も話せない。ごく一部のの人に知ってもらえればいいと思う。それが本人の会の仲間（そうでない人もいるけれど）だ。

Q3. 本人の会の活動を始めて自分が変わったと思いますか？変わったとしたらどういう点ですか？

A3. 変わったと思う。以前は自分のことを他の人が決めてもいいかなと思っていたが、今は自分で考えるようになった。勉強したいと思うようになった。友達が増えた。権利について考えるようになった。通りいっぺんの会話で無く、生活のことや深いことを話し合うので、友達の様子がよくわかるようになった。自信が持てるようになった。

Q4. 本人活動ではよく仲間という言葉を引きませんが、本人活動の仲間とはどういう人ですか？

A4. 自分と同じように困っている人。就労のこと、親や家族のことなど、自分が困っている共通のことに関心を持っている人。だから会話が続く。一緒にいないときでも、いつでも気にし合っていて、携帯やメールが来る。今まで出来なかったことを一緒に考えて実現しようとする人でもある。自分はこうした仲間が自分の将来（仕事や家族がなくなったとき）のために大切だと思っている。

Q5. 障害がある人で犯罪を犯してしまう人がいます。そのことについてどう思いますか？

A5. 自分では犯罪を犯している意識が無いのかもしれない。そういう意識がなくてやったことを、周りが犯罪だ犯罪だといって犯罪者にしてしまっているところがあるのではないかな。やってはいけないことについてきちんと教えられたことが無いのではないかな。犯罪とはなにか、また権利と言うことをわかりやすく教えることが必要だ。予防が大切だ。もう一つは環境だと思う。会社や家族からいじめられたり、理解できないことを言い続けられていると、追い詰められて「どうなってもいい」と思ってしまう。区別がつかなくなる。人間不信になる。

Q6. あなたはこういう人たちの力になれると思いますか？

A6. なれると思う。なってみたい。

2. Bさんの聞き取り

Bさんのプロフィール

氏名 ○○○○

性別 男

年齢 36才

住所 茅ヶ崎市

仕事 事務関係（福祉枠・アルバイト）

居住形体 一人暮らしに近いグループホーム

Q1. あなたは本人の会に入っていますか？どんな会ですか？会の役員をやっていますか？

A1. 二つの会に入っている。一つは神奈川県○○○会。もう一つは茅ヶ崎市にある○○○会。神奈川の会は活発な会。現在書記をつとめている。茅ヶ崎の会は5年前につくった。茅ヶ崎市の親の会の青年学級が独立性を強める方向で進化したもの。その時点から自分がかかわり現在会長。

Q2. 本人の会はあなたにとってどういうところですか？

A2. う～ん。むずかしい。自分にとって大切なところだけれど、それが無いとやっていけないわけではない。自分だけで生きてゆこうと思えば、本人の会は別にいらぬ。今かかわっているのは成り行き的なところもある。でも、本人の会に入って目覚めたのは確かだ。一番ぴたりするのは、仲間が信頼してくれるなら精一杯やろうという使命感を感じるころ、自分の役割があるところだ。

Q3-1 目覚めたのはなぜですか？

A3-1 全日本育成会の沖縄大会に行ってきた。次にダスキン研修でオーストラリアに行き、障害当事者が自分たちで事務所を持ち苦勞しながらも自分たちで活動しているのを見てすごいと思った。本人活動の中で新しい経験をすることができた。

Q3-2 自分の役割を果たすとはどういうことですか？

A3-2 会員には施設や作業所の人も多く、押し付けられた生活をしている人が多いので、自分を押し付けないように気を使っている。

Q4. 本人の会の活動を始めて自分が変わったと思いますか？変わったとしたらどんな点ですか？

A4. 自分ではよくわからないが、周りの人は落ち着いてきたという。確かに前はもっと自分勝手にわがままだった。今でも相変わらずのところはあるけれど。以前は喧嘩早かった。しょっちゅう切れていた。

Q5. あなたにとって仲間とはどういう人ですか？

A5. 話し合える人。意見は違っても同じ方向に進むかもしれない人。だからじっくり話し合いたい。以前は意見が違えば「関係ねえ」と思っていたけど、その人にとってそれがよいのならそれでよいと思うようになった。それぞれ意見は違っても、よい暮らしを望んでいる点ではみな同じだと思う。

Q6. 障害がある人で犯罪を犯してしまう人がいます。そのことについてどう思いますか？

A6. 孤立しているのだと思う。一人でいると自分の考えが固まってしまって、同じ方向ばかりに行ってしまう。人と付き合うと勉強も出来る。本人活動などはよいきっかけになると思う。友達が大切だ。飲み仲間、鍋パーティー、一緒にご飯を食べる経験などすごくよい。

Q7. あなたはこういう人たちの力になれると思いますか？

A7. 力になりたい。なれたらよい。

Cさんの聞き取り

Cさんのプロフィール

氏名 ○○○○

性別 男

年齢 24才

住所 横浜市

仕事 会社員 パンの製造販売（中規模）契約社員

居住形体 グループホーム（アパートの1住戸に2人）

Q1. あなたは本人の会に入っていますか？

A1. 特に入っていないが、育成会のステージの編集委員をやっている。そこで本人編集委員の人といろいろ話すので、ほかの障害のある人がどんなことを考えているのか、お互いにどう手伝い合えるかわかる。どうしたら話をわかりやすく伝えられるとか、権利の話とか話題になるのでとても勉強になって楽しい。

Q2. 今日は原付免許を取れたそうでおめでとうございます。あなたのこれまでの経歴を差し支えなければ話してください。

A2. 僕は3歳のときから児童養護施設で暮らした。両親はいるらしいけれど、ほとんど関係なく暮らしている。小学校、中学校は普通学級に通った。中学では勉強につ

いてゆけず、高校に入るとき学校の先生と施設の先生と相談して養護高校に入った。高校を卒業するときにグループホームを利用するため療育手帳をとった。卒業するとすぐ今の職場に入り、同じところでずっと働いている。今では職場の同僚からいろいろ相談を持ちかけられたりする。特に障害のことでなく、職場での悩み事など相談を受ける。

Q3. 人から相談を持ちかけられるということですが、あなたは自分がどういう性格だと思っていますか？

A3. 人からは明るいねといわれる。自分では結構自己中心的なところがあると思うけど。友達は普通にいる。中学や高校の友達、会社の人、施設のときの友達などと付き合っている。人の世話をするのが好き。

Q4. 世話好きな性格はどこから来ていると思いますか？

A4. 施設で育っていつも小さい子や困っている子の面倒を見てきた。だから自然にそうなったと思う。人の役にたつのが好きだ。

Q5. 施設の生活は大変とは思わなかったのですか？

A5. 小さいころはつらいことがあった。でも大きくなってからはいつも小さい子とかの面倒を見てやってそれが好きだったから、別に大変だったとは思っていない。助け合うことを覚えたからよかった。だから今の自分があると思う。

Q6. あなたは自分の障害のことをどう感じているのですか？

A6. 自分では障害者かどうかよくわからない。でも周りがそういうからそうだと思う。それ以上にあまり深く考えない。悩んだりすることはしない。大切なことはいつも前向きに生きることだ。よい方によい方に考えを進めていくのが大切だ。

Q7. 障害のある人で犯罪を犯してしまう人がいますが、そのことについてどう思いますか？

A7. 犯罪を犯すのは確かに悪い。被害者と加害者の両方のことを考えたい。加害者のことだけど、すごくむかつくとか、いやなことばかり続くと、めちゃくちゃな気持ちになってしまうと思う。何とか助けてほしいと困りきっているときに、就職は無理、グループホームも駄目といわれるなど、先が無いと孤立無援でどうしようもなくなってしまう。それでも説教され続けるだけだ。自分

はそういう人の気持ちを個人的な感じでじっくり聞いてあげたい。困っている人、道がわからなくなっている人が生活できるようにしてあげたい。そのために役立ちたい。ぜひ自分を役立ててほしい。

③ 考察

1. 聞き取りを行った3名は本人活動との関係でそれぞれ特色があった。

Aさんは神奈川県でもっとも活発な活動を展開しているK会に、初期からかわり現在副会長を務めている。本人の会を「自分の居場所」と捉え、「安心できる場」「はじめて会っても古い友達のように感じる場所」「考え方が近い人のいる場所」「心配しないでオープンに話せる場所」「自分の全部を話すことの出来る数少ない人のいる場所」と述べている。ピアな関係の中でこそ感じ得る肯定的な他者認識である。そして「学校や職場や家族の中では上からの考えを無理やり押し付けられてきたが、本人活動の中では自分の意思で決めることが出来、それが自分の自信につながったと、本人活動の中ではじめて「肯定的な自己認識」に到ったことを述べている。

Bさんは、本人の会にも「それぞれ違う考えの人もいるからそれを尊重しよう」と他者への気遣いをみせながら、「仲間が信頼してくれるなら」本人の会の仕事や周りの人を支える仕事を「精一杯やっとう」と強い役割意識を持ち、それが彼の生きがいになっている。そして「意見はそれぞれ違ってもよい生活をしたと望んでいく点でみな同じだ」と仲間の内面を共感的に捉えている。AさんBさんの聞き取りによって明らかになった本人活動の特徴は、筆者がかつて聞き取りとアンケート調査によって明らかにした本人活動における自己確立のプロセスと一致する（「肯定的な自己像の獲得を基盤とした自己確立と本人活動」発達障害研究第24第3号別冊・2002年参照）。本人活動の中で彼らは共感しあえる仲間に出会い、孤独から開放され、社会と自分との関係を認識し、相互にモデルになりあって自己を高め、仲間の役に立つ自分を発見し、それに喜びを感じるのである。生まれてはじめて自己を肯定的に認識するのである。

Cさんは本人の会には直接かかわっていないが、全日本育成会が発行する「わかりやすい新聞ステージ」の編集活動の中で障害者相互の理解を深め、勉強することに楽しさを感じている。

Cさんの特色はその生育歴にある。幼時から児童養護施設で育ち、高校から養護高校を利用、高校卒業時に療育手帳を取得している。客観的に見ればマイナス条件の多い育ちだが、本人はそれを自分に役立ったプラスの経

験として積極的に捉えている。児童養護施設で「小さい子の世話をし、面倒をみてやった」自分を肯定的にとらえ、「人から相談を持ちかけられ、人の役にたとうとする今の自分があるのはそのおかげだ」と今の自分を肯定している。事実彼は高校卒後同じ職場で働きつづけ、明るく安定した印象を人に与える。彼のこうした肯定的な態度がどこから来ているかははっきりしないが、養護施設では「小さい子の」、現在では「職場の悩み事などを抱えた人の」力になる経験が、彼の人格形成の支柱となっていることは明らかである。

2. 触法被疑者に対する意識は3人とも共通していた。 「なぜ罪を犯してしまうのだろう」という問いに対しては

- ・何が悪いことかをきちんと教えられていないのではないかな
- ・孤独なのではないかな
- ・追い詰められ自暴自棄になってしまうのではないかな
- ・その結果ますます判断力を失うのではないかな
- ・自分の権利についてもきちんと教えられる必要がある

等が共通した答えであった。

障害のある人は常に人に囲まれている。家族、学校の教師、職場やグループホームの支援者などである。しかしそうした人々に囲まれていることは、彼らを孤立から救うこととイコールではない。自分の言葉に耳を傾けられず、理解してもらえない焦燥感のなかで、なおも高圧的な（と本人が感じる）言葉を投げつけられる環境の中で、中軽度の知的障害者は混乱し続ける。そしてその混乱を人に気づかれぬように表面を取り繕い（ほとんどの場合その努力はとっくに破綻しているのであるが）、あるいは反逆的攻撃的態度を繰り返しながら、孤立感を深め絶望してゆく。本人活動の中で自己を取り戻した彼らは、こうした知的障害者が生活の厳しさの中で味わう苦痛と内面の過酷な状況を知り尽くしている。それについて語る力を持っている。「一人でいると考えが固まって同じ方向ばかりに行ってしまう。友達が大切だ。飲み会や鍋パーティーなどすごくいいと思う」「個人的な感じで、じっくり話を聞いて上げたい」など、同じ苦しみを分かち合えるもの同士として触法・被疑者と向き合いたいという真情あふれる意思を3人は語っている。

④ まとめ

(1) 日本で本人活動が始まったのは1990年代初頭

である。当初は支援者が誘導する面が否めなかったが、次第に自立性を強めるようになった。ここ数年の特徴として次の4点が挙げられる。

- ① 支援者に頼らない動きが強くなったこと。必要なとき、必要な事柄についてだけ支援を要請するのである。
- ② 力のある会で経験をつみリーダーとして育った人が、その経験を生かして自分の周りに本人の会を別に組織して仲間を育てている動き。
- ③ 各地の中心人物が地域を越えて全国規模で相互に呼びかけ、支援者とはまったく無関係の自分たちの勉強会や交流会を組織する動き。
- ④ 上記の動きの中で、確実にリーダーとしての人格が育っていること。

彼らの自立・自律性はともに強く、誇りを持ち、同時に仲間の役に立とうとする使命感が鮮明である。本人活動の先端的な部分は、ようやく一定の成熟期に達し、触法・被疑者を意識的に支えることを自己の「ミッション」として自覚しうる人材が出てきたといえる。

(2) 今回の聞き取りは直接的には触法・被疑者の支援についてであったが、その中で、中軽度知的障害者が抱える深刻な二つの課題に改めて触れた。それは一歩間違えば触法にいたるリスクを内包する質のものであり、本テーマにもかかわるのでここに記す。

第一は、障害当事者と老親との関係である。年若い片親あるいは両親が、中年に差し加かった中軽度知的障害者に物心両面に完全に依存し寄生している現実である。少ない給料と年金で家族の生活を経済的に支える一方、心身ともに厳しい労働条件に耐え、疲れ果てて職場から夜遅く帰宅してから、自分と親のための夕食をつくる毎日。ゆっくと成熟を続ける中軽度知的障害者は中年にいたってようやく自立への自然な感情を持つ場合が多い。しかし本人がグループホームの生活をどれほど希望しても、自分にあつた職場への転換を希望しても、経済的にも精神的にも疲弊しきつた老親が彼にしがみついて離れない。こうしたケースでは、親も知的あるいは精神的な障害がある場合が多く、親を攻めることは適切ではない。子は事情のすべてを理解している。身動きが取れないで状態で一日一日と日を送る以外の選択肢は閉ざされている。障害の無いものにとっても苛酷な現実である。まして彼は知的障害がある。人としての誇りを持てる環境はない。教育をうけるチャンス、情報を得る手段も極端に制限されている。誤解を恐れずあえて言えば、何かのきっかけがあれば触法行為に走る危険はすぐそこにあるのである。

第二はいわゆる支援困難ケースと支援者との間にある問題である。Bさんの聞き取りに、ある女性が同席した。Bさんが主催する本人活動グループのメンバーである。Bさんは彼女の行動や、彼女が生活支援センターのスタッフに不信を抱いていることを心配している。思い余ったBさんはそのスタッフと彼女について話し合った。「彼女の言うことを信用するな。彼女は虚言癖がある」とスタッフは言ったそうである。「虚言癖という言葉が出て、僕はそれ以上何もいえなかった。もうどうすることもできない。」彼は口惜しそうに語った。「虚言癖」という言葉は、人の存在自体を否定する圧倒的な力を持っている。何をどういおうが、その一言で彼女は発言を、説明を、要請を封じられ、その主体的な存在を否定される。彼女に寄り添い彼女の具体的な生活を支援する立場のスタッフの口からそれが出たとたん、彼女は当然彼女が受けるべき支援機能から投げ出されるのである。精神科医師の専門的な判断を経ずに使用する言葉ではない。

(3) 聞き取りに付随して語られた上記2点は、決して珍しいことではない。残念ながら、知的障害者の支援の現場ではありふれたことだ。しかし私があえてここで取り上げたのは、障害当事者のリーダーたちがこうした現実を語る姿勢に着目したからである。彼らは仲間の現実を自分の内面と結びつけ、まるで自分の苦しみそのもののように語る。論評するものとしてではなく、友達として一緒に辛がり、一緒に口惜しがる。生活の局面を打開することは出来ないが、「飲み会」にさそい、「個人的な感じでじっくり話しを聞いてやり」ながら、力になろうとし続ける。障害の有無にかかわらず、現実の場面では誰しも妥協し、現実と自分が折り合う点を見つけて生きてゆく。苛酷な現実を抱える中軽度知的障害者が、そのプロセスで挫折し自分を投げ出すか、それとも踏みとどまるかの分かれ目は、ピアな関係で寄り添い続ける人、つまりAさん、Bさん、Cさんの存在の有無なのではないだろうか。

今回聞き取りを行った結果、一定の養成研修を経、適切な支援者と組むことによって、AさんBさんCさんおよびその周辺の知的障害者リーダーたちが、触法・被疑者となった知的障害者の更生プログラムの重要な一部を担い、彼らを支えることは十分可能であるという結論を得た。

(研究協力者：花崎三千子)

6) 障害者の権利条約と司法へのアクセスについて

最初の国際的な障害者の権利保障、差別撤廃条約の最

初の提起から足かけ 30 年目の 2006 年末に国連総会は、障害者の権利条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities) を採択した。日本政府は 2007 年 9 月に署名を行い、現在は必要な国内措置に取り組んでいる段階にある。

なお、2009 年 3 月段階で、自民党外交部会は外務省の同年通常国会での条約批准という方針を承認したが、その後の日本障害者フォーラムをはじめとする障害者団体の働きかけにより、自民党と公明党の与党合意が成立せず、国会への批准案件としての提出はなかったという経緯がある。その後、新たに政権に就いた民主党はそのマニフェストで障害者政策の推進に当たり、障害者の権利条約を重視する姿勢を明らかにしている。

障害者の権利条約は全部で前文と 50 条から構成されているが、条約全体の核心部分は、障害に応じた合理的配慮がないことを差別であると定義した(第 2 条)点と、アクセシビリティ (第 9 条) である。

本研究にとって、最も大きな意義を持つ条文は第 13 条の司法へのアクセスであるが、家族に関する前文 (x) と地域へのインクルージョンに関する第 19 条も深く関連している。

家族に関しては、独立した条文やこの条約全般を通じてのより頻繁な言及を求める意見もあったが、障害者を主体とする本条約の趣旨からして、そぐわないという意見が交渉過程では大勢を占めたのは、家族による過重な負担を避けるという観点からは望ましかった。

最終的に、前文において、先行する他の人権条約に基づいて、以下の文言が盛り込まれることとなった(以下、本稿の訳文は川島聡・長瀬修訳を採用)。

(x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であり、かつ、社会及び国による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害のある人及びその家族の構成員が、障害のある人の権利の完全かつ平等な享有に家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び援助を受けるべきであることを確信し、

ここでは、注意深く、家族への保護や援助は、障害者本人の権利のために、家族が貢献することを可能にするためと書かれている点に留意が必要である。次に、第 19 条[自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン]は次のように規定している。

この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で

生活する平等の権利を認める。締約国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとるものとし、特に次のことを確保する。

- (a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。
- (b) 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス (パーソナル・アシスタンスを含む。) にアクセスすること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設〔設備〕が、障害のある人にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害のある人の必要〔ニーズ〕に応ずること。

(a) の「特定の生活様式」とは入所施設を示す文言である。施設収容ではなく、地域社会での生活を本条約は求めているのである。

① 障害者の権利条約第 13 条 (司法へのアクセス)

本条は、日本政府が当初の提案を行ったことで知られている。条約交渉が行われていた国連の 2004 年の第 3 回特別委員会において、日本障害者フォーラム (JDF) の働きかけを受けて、日本政府が提案を行ったという珍しい背景がある。

第 13 条は以下を規定している。

- 1 締約国は、障害のある人がすべての法的手続 (調査〔捜査〕段階その他の予備段階のものを含む。) において直接及び間接の参加者 (証人を含む。) として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮を行うこと等により、障害のある人が他の者との平等を基礎として司法に効果的にアクセスすることを確保する。
- 2 締約国は、障害のある人が司法に効果的にアクセスすることを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者 (警察官及び刑務官を含む。) に対する適切な訓練を促進する。

第13条や、他の条文が求めているのは、それぞれの障害に応じた合理的配慮の提供である。知的障害者を例とすると、支援者の同席や分かりやすい情報提供をはじめとする配慮がないことが差別とみなされるのである。従来、日本では合理的配慮という概念が少なくとも法的にはないので、これからの課題は大きい。しかし、合理的配慮がなければ、一部の知的障害者にとって、司法へのアクセスは引き続き困難である。

② 日本障害フォーラム (JDF) の意見書 (司法へのアクセス関係)

日本の主だった障害組織の連合体である日本障害フォーラム (JDF) は障害者の権利条約に関する意見交換会を継続して行っている。2009年8月20日付の法務省関連の意見書の特に関連する箇所を以下に引用する。

(1) 捜査段階 (立ち会い権の保障、捜査の可視化)

1) 令状主義—令状の提示 (刑訴第201条)

視覚障害・盲ろう (警察官であるのかの確認、令状が存在するのかの確認手段の欠如、盲ろう者に対する特別に配慮された認証シンボルなどの欠如)、

聴覚障害・知的障害 (手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如)
精神障害

2) 要旨の告知 (刑訴第203条I、第204条I)

聴覚障害、盲ろう、知的障害 (手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如、視覚情報・聴覚情報を補助する支援者の欠如)

3) 弁護士選任権の告知 (刑訴第203条I、第204条I、第205条V、第207条II)

聴覚障害、盲ろう、知的障害 (手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如、視覚情報・聴覚情報を補助する支援者の欠如)
精神障害

4) 黙秘権の告知 (刑訴第198条II、第291条III、第311条I)

聴覚障害、盲ろう、知的障害 (手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如)
精神障害

5) 取り調べ (刑訴第198条I)

聴覚障害、盲ろう、知的障害 (手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如、

視覚情報・聴覚情報を補助する支援者の欠如、誘導防止の欠如)

知的障害 (誘導防止や任意性担保手段の欠如)
精神障害

6) 調書の閲覧、読み聞け (刑訴第198条IV)

視覚障害、盲ろう (閲覧、内容の確認手段の欠如、通訳、わかりやすいコミュニケーション支援の立会人の欠如)

聴覚障害、知的障害 (手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如、視覚情報・聴覚情報を補助する支援者の欠如)

③ 民主党の障害者制度改革推進法 (案)

民主党が2009年4月14日に参議院に提出した障がい者制度改革推進法 (案) は廃案となったが第8条が司法に係る手続であり、以下の内容となっている。

第八条 司法に係る手続 (犯罪捜査の段階における手続を含む。) について、当該手続における障がいの者の権利の行使若しくは義務の履行を容易にし、又は障がい者が当該手続において障害を理由として不利益を被ることのないようにするため、障がい者と障がい者以外の者の意思疎通を仲介する者の配置を促進すること等の措置を講ずるものとする。

政権与党として民主党は現在、来年の通常国会での同法案の成立を目指している。

④ おわりに

障害者の権利条約の批准に向けての国内的措置の一環として、また、日本の障害者政策の推進、障害者の人権確保という観点から、司法面での整備、特に、アクセシビリティや合理的配慮の課題は大きい。その課題の解決に向けて、家族や本人による地域団体がどういう役割を担えるのか、海外の事例等を含め、今後の研究が必要である。

参考文献 東俊裕、2008年、「司法へのアクセス」長瀬修・東俊裕・川島聡編著『障害者の権利条約と日本』生活書院、85-96

(研究協力者：長瀬修)

D. 考察

別項の触法者・被疑者となった障害者の支援に関する

当面の提言をまとめた。

E. 結論

1) 司法の各段階における「コミュニケーション支援者（仮称）」の配置

知的障害の最大の特性は、説明の理解や意思の表明に関して困難を有することである。そのため、知的障害者の日常的な支援に堪能な専門家等を、「コミュニケーション支援者（仮称）」として配置する。これは、知的障害者に対する「合理配慮」であり、それは司法のすべての段階においてなされる必要がある。

2) 「障害者権利擁護センター（仮称）」の設置

「コミュニケーション支援員（仮称）」を養成・組織化するために、都道府県単位に「障害者権利擁護センター（仮称）」の設置が求められる。それは、権利擁護活動の一環として取り込まれるべきであり、そこでは「障害者虐待防止法（仮称）」に基づき、虐待への対応も実施される。

3) 「地域生活定着支援センター」の業務の拡充

更生保護との関係で考えると、平成 21 年度より設置された「地域生活定着支援センター」の業務として、「コミュニケーション支援者（仮称）」の養成・配置を行う方が適切であるかも知れない。そうであれば、この「センター」の業務範囲を拡大すると共に、職員の増員とそれを可能にする補助額の増額が望まれる。

4) 司法関係職員の障害に関する研修の実施

司法の各レベルに関わる職員（警察官や刑務官を含む）に対し、知的障害に関する知識と対応策を学ぶための研修を充実する必要がある。その際は、「親の会」や「本人活動グループ」より講師を求める等、実践的で現実感のあるものでなければならない。

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

なし

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（H21-障害-一般-001）

研究代表者補佐：松村真美（社会福祉法人 南高愛隣会 常務理事）

A. 研究目的

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究（田島班）」は、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）として平成 18 年度から 3 年間実施し、現状を明らかにすると共に、支援策について具体的な政策の提言を行った。結果、平成 21 年度より、法務・厚生労働の両省を中心に積極的な施策を開始するに至った。

この研究は、罪を犯した障がい者の矯正施設出所後に着目した取り組みだったため、矯正・更生保護事業・福祉の連携・連動がシステムとして提起され、厚生労働省による「地域生活定着支援センター」や「触法障害者地域移行支援事業」等が制度化され、出口支援の一筋の途がつけられた。又、法務省においては矯正施設への福祉専門職の配置並びに更生保護施設（57 施設）に福祉専門職が配置され、高齢・障がい者を受け入れる手立てが整備された。

これらの基点となったのは今研究の藤本哲也研究分担者による矯正施設における知的障がい者の実態調査であり、わが国において初めての基礎データの収集により法務・福祉両サイドからの連携、施策が進められたわけである。

しかしながら、今回サンプル調査の結果、規模の大きな刑事施設 15 庁で 27,024 人中、知的障がい者又は知的障がい疑われたものは 410 人であった。矯正統計年報の知能指数欄をもとに、IQ70 未満の受刑者を知的障がいの疑いのある者ととらえると、その数は新入所者の 2～3 割に及び、今回のサンプル調査と大きな差がある。また、実態調査では、刑事施設に勤務する心理技官が知能検査結果や行動観察をもとに総合的に判断したが、少ない専門スタッフによる調査には限界があり、個別に詳細に調査していくことが可能であれば、軽度知的障がいも含めてより多くの者が知的障がいの範疇に入るかもしれないと椿氏（調査時の矯正局成人矯正課補佐官）は述べている。

平成 20 年わが国に新しい 4 つの PFI 刑務所が開設され、特化ユニットによる知的障がい犯罪者の処遇プログラムが開始され、処遇の充実と成果を期待する所であるが、PFI 刑務所・島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、対象者は現在のところ少数である。（定員 90 名）

同時に平成 21 年 7 月 1 日厚生労働省による矯正・更生保護と福祉をつなぐ架け橋的役割を担う「地域生活定着支援センター」の各県設置に先駆け、同年 1 月に法人

独自に設置した「長崎県地域生活定着支援センター」の支援状況は 6 か月間で実件数が 37 件（相談 28 件、コーディネート 9 件）である。

これら罪を犯した障がい者の自立更生・地域移行を促進させる機関の充実、発展は今後の大きな課題であることは言うまでもないが、現段階における利用者数の低調さの要因は何処にあるのだろうか。機関連携や周知にかかる問題だけではなく、活用すべき対象者の確定において、つまり知的障がいまたは知的障がい疑われる者について改めて個別に詳細に調査をすることの必要性を推察するものである。その意味で、「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」（平成 18 年—20 年）において更に補足的研究を今研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」に引き継ぐこととする。

この点を改めて検証することにより、刑事施設において知的障がいの判定からもれた者の繰り返される負の連鎖の防止を図ると共に、同時に、刑事施設内の罪を犯した知的障がい者の処遇のあり方等についても連携し、福祉的観点で検討を加えたい。特に、PFI 刑務所島根あさひ社会復帰促進センターの特化ユニットは、モデル施設として特定し障がいの特性に適した処遇プログラム内容の開発や地域移行のあり方について連携して模索したい。

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」はまさに、刑事施設にたどり着くことなく微罪処分や、起訴猶予となり、犯罪要因となったものを矯正することもなく社会に帰されてしまう障がい者の実態を明らかにし、福祉的支援に結び付けていく研究であり、刑事施設の入口前の支援である。出口支援と刑事施設における、前研究の積み残された問題とその周辺に関わる事柄を解明し、罪を犯した障がい者支援の両研究を一体的な 1 つの流れとしてつないでいくことを目的とする。

B. 研究方法

触法・被疑者となった高齢・障害者は矯正施設に入所しないため、再犯に対しての効果的な予防策が不備な状況にあり、その実績と問題点を明らかにすることが今研究の目的である。これらを解決していく 1 つの糸筋として社会福祉法人南高愛隣会（長崎県）で実施している再訓練事業をモデルとし「地域社会内訓練事業」（仮称）のモデル事業の実践を中心に研究を行う。

研究内容は下記の通りである。

- ・ 刑事施設における知的障がい者の実態調査（サンプル調査）
- ・ PFI 刑務所「島根あさひ社会復帰促進センター」における障がい者処遇のあり方と地域移行の模索のモデル事業
- ・ 刑事施設、更生保護施設における社会福祉士等の役割と養成
- ・ 高齢・障がい者の社会の受け皿の検討
- ・ 社会福祉法人南高愛隣会における「再訓練事業」のカリキュラム分析

（倫理面への配慮）

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果

1) PFI 刑務所「島根あさひ社会復帰促進センター」視察報告(平成 21 年 11 月 10 日)

① 概要

『触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究(田島班)』の中の「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関

する研究」の補足研究の一環として平成21年6月22日・23日に本研究代表者、補佐、研究助言者、研究協力者による、PFI 刑務所「島根あさひ社会復帰促進センター」を参観し当該施設における民間ノウハウと地域の力を活用した受刑者に対する処遇の実態等を視察した。

（参観者）

（敬称略）

- ・ 研究代表者 田島良昭
- ・ 研究助言者 名執雅子（法務省矯正局総務課 矯正調査官）
- ・ 研究助言者 前澤幸喜（法務省矯正局成人矯正課 補佐官）
- ・ 研究助言者 森田裕一郎（法務省矯正局総務課 専門官）
- ・ 研究助言者 武田牧子（厚生労働省障害福祉課 専門官）
- ・ 研究代表者補佐 松村真美（社会福祉法人南高愛隣会 常務理事）

・その他関係機関

- ・ 熊坂洋三（法務省保護局観察課 仮釈放係長）
- ・ 関口祐（中国地方更生保護委員会 事務局長）
- ・ 渡邊克己（中国地方更生保護委員会 統括審査官）
- ・ 橋本忠夫（松江保護観察所 所長）
- ・ 上谷淳子（松江保護観察所 保護観察官）
- ・ 和田謙一（島根県障害福祉課 課長）
- ・ 小林恭行（島根県障害福祉課 グループリーダー）
- ・ 長井達弥（島根県障害福祉課 主任）

② 施設の概要等

- ・ 平成20年に開設された PFI 刑務所
- ・ 施設敷地総面積・・・約 325.000 m²
- ・ 建物延べ床面積・・・地域交流エリア：16.304 m²
刑事施設エリア：98.557 m²
- ・ 収容対象者・・・犯罪傾向が進んでいない男子受刑者 2000 名
身体・精神・知的障害を有する受刑者に対し、特化ユニットを設け特別なケアを実施（200 名）
- ・ 職員数・・・国約 200 名 民間約 300 名

・ 「地域の力」と「国の経験」と「民間のノウハウ」とが融合した社会復帰支援コミュニティを目指すモデ

ルとして誕生

- ・「地域との共生」から「共創」を挙げ地域の特色をとり入れ、広範な人びとの力を投入し受刑者のよりよい社会復帰、改善更生をはかる施設
- ・教育プログラムは欧米において再犯率の低下が実証されている「認知行動療法」「回復共同体」手法に加え、「修復的司法」の考え方を盛り込み受刑者の改善更生にあたっている
- ・新たな教育プログラムとしては、受刑者と地域のボランティアによる盲導犬パピー育成プログラムや、ホースプログラムなどの動物介在活動やビニールハウスでのトマト栽培やバラの水耕栽培など園芸療法もとり入れている。
- ・その他 デジタル映像編集やパソコン技能習得、理容師養成、点字点訳、新開団地での茶・桑の木の栽培等多様な教育プログラムがとり入れられている。

特に、農林地区における構外作業所は地元の企業3社と作業契約を結び民間のノウハウを活用した新たな取り組みであった。

(例)

- ・山之内梨園
センターから8kmの位置にあり梨の木の剪定・芽かき・摘果・収穫・土壌改良など年間を通じた作業の実施がプログラム化
- ・休耕田
センターから8kmの位置にあり棚田(休耕田)を利用して昔ながらの米づくりを作業としてプログラム化
- ・構外作業はほとんどが民間の農業の専門家が中心となり働く場を提供されており、地域の力で支えられていることを実感するものであった。
- ・人手の不足する農林業と年間を通じて作業量があり両者のニーズのかみあわせが好効果をもたらしていた。

〈意見交換〉

- ・島根あさひセンターにおける障害者処遇の現状や帰宅調整等についての説明
(開設間もなく特化ユニットでの受刑者は5人であった。今後の状況に着目)
- ・他障害者の更生保護の現状や地域生活定着支援センター設置後の就労支援や地域移行モデル事業等について各専門分野からの説明等
- ・就労支援・生活支援としての受皿づくりは定着支援セ

ンター設置と同時に必要で今後各専門領域との連携をはかり検討していく。

- ・矯正保護と福祉の連携・共働作業の必要性についての共有認識を深める機会を得た。

2) 補足研究推進会議の開催

平成21年11月7日長崎において島根あさひ社会復帰促進センターにおける障がい者処遇のあり方と地域移行の模索のモデル事業について会議を開催した。

3) 社会福祉法人南高愛隣会(長崎県)における再訓練事業のカリキュラム分析

社会福祉法人南高愛隣会(長崎県雲仙市)は、昭和52年10月に設立された社会福祉法人である。現在長崎県全域で46の事業所を設置し、約1600人の利用者を支援している。平成19年3月に入所施設2施設を閉園した。

入所施設を解体し地域に送り出していく中で出て来た問題の一つが、地域の中で反社会的行動を行い、地域での生活を続けていくことが出来なくなってしまう人への福祉サービスである。

南高愛隣会では「ワークトレーニングセンターあいらん」(就労移行支援、自立訓練(生活訓練))と「グループホームケアホームさつき」(共同生活援助・共同生活介護)の機能を利用し、反社会的行動を起こした利用者がもう一度地域を目指すための「再訓練事業」に取り組んできた。

「地域社会内訓練事業(仮称)」につながる「社会的ルールの逸脱」に対する福祉サイドの取り組みとして、「再訓練事業」の分析を行う。

① 再訓練事業に至った経緯

入所施設は居住の場所としては、決して優れているとはいえない。しかし、①活動・生活一体的な訓練により訓練効果が高まる、②一定期間家族と離れて生活することにより、精神的な自立が促進される、③それに伴い就労への意欲・意識、協調性が育成させるという点で、有期限のトレーニングの場として考えると有効性はある。

この活動・生活一体的なトレーニング機能を継承するために、「ワークトレーニングセンターあいらん」(就労移行支援「わーく・うんぜん」、自立訓練(生活訓練)「わーく・みずほ」の多機能型事業所)と「グループホーム・ケアホームさつき」(有期限で生活トレーニングに特化したホーム群)による一体的支援の組み合わせが誕生した。

このトレーニング機能の強化充実を図る中で見えてきたのが、以前から課題であった「再訓練」の必要性で

あった。

地域移行を期に再訓練のニーズが急に増えたわけではない。平成18年から平成20年の厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」で実施した、南高愛隣会及び職業訓練法人長崎能力開発センターの実利用者710名を対象にした調査では、罪を犯したり反社会的行動を起こした知的障害のある人は84名、11.8%であった。再訓練の考え方は以前からあり実施していたが、専門に担当する部署や専用の訓練計画があったわけではなかった。そのため部署内・地域内で対応し、活動を一時停止して除草、清掃等を行い反省を促すことで精一杯で、再訓練の充実は以前からの課題となっていた。

一方では、地域移行が進み「ふつうの場所で愛する人との暮らし」を実現する中で、当然、地域で暮らすための最低条件が生じてきた。それは、(ふつうの人と同様に)「社会のルールを守る」ということである。地域移行を進める一方で、社会のルールを侵してしまった人達に適切な対応を行うことが、地域移行を願う事業者の責務となってきた。

また、地域には入所施設にはない、自由さ・開放感・豊かさ・魅力も多いが、その反面、様々な人と出会い、資源・刺激も多く、さらに情報が氾濫する中で、罪を犯すリスクも当然多くなる。その様な状況になった時に、福祉的な矯正教育の役割ともいえる「再訓練」がセーフティネットとして必要になってきた。

この様な状況の中でトレーニング機能としての「再訓練」の必要性がもう一度見直され、社会のルールを侵してしまった人達に対してのセーフティネット機能、再挑戦・再出発支援が充実することとなった。

② 再訓練の実績

2008年6月に再訓練を行う「特科」を開設した。2007年4月～2009年9月の再訓練実施者は合計31名である。主な特徴は以下の通りである。

- 性別は男性が27人(87%)、女性が4人(13%)。
- 年齢は20～29歳が11人(36%)で最も多く、30～39歳が9人(29%)、40～49歳が9人(29%)、50～59歳が2人(6%)である。
- 療育手帳はB2が12人、B1が11人と軽度・中度の人が全体の74%を占めている。
- 再訓練理由としては「窃盗」が15件で最も多く、続いて「異性問題(性)」9件、「暴力」「家宅侵入」4件、「喫煙」「通貨偽造・行使」「脅迫」「放火」1件となる。

- 再訓練前の生活の場は「グループホーム・ケアホーム」が最も多く23人(74%)、続いて「通働寮」3人(10%)、「職業訓練校(寄宿舎)」「単身」2人(6%)、「自宅」1人(3%)となる。「グループホーム・ケアホーム」が最も多いように見えるが、母数となる総定員が多いことが原因である。総定員における割合で比較してみると突出しているわけではない。
- 日中の活動場所は「一般就労」が17人(55%)で最多であり、以下「就労継続支援A型」5人(16%)、「授産施設(寄宿舎)」3人(10%)、「就労継続支援B型」2人(6%)、「自立訓練(生活訓練)」「生活介護」「授産施設(通所)」「無職」1人(3%)となる。
- 「保護者不在(保護者として役割を果たす事が困難)」が10人(32%)、「過保護傾向(躰ができない環境・力関係の逆転)」11人(35%)、「放任傾向(親子関係の希薄さ)」8人(26%)等、29名(93%)が家庭環境に問題性がある。

③ 再訓練の流れ

再訓練の流れは図-1の通りである。

④ 「特別指導判定委員会」「特別指導終了・検証委員会」

再訓練においては「特別指導判定委員会」「特別指導終了・検証委員会」を設けている。

再訓練は、利用者の心を大切に実施していくが、基本的に本人にとっては楽しいだけのものではない。あえて豊かさ、幸せとは逆向きの支援を行うにあたっては、十分な検討が必要になる。有効な再訓練を行うために、責任者一人ではなく、多角的な角度から特別指導の是非を決定するように、入口にあたる特別指導判定委員会と、出口にあたる特別指導終了・検証委員会が設置された。

判定委員会で検討された内容は、個別支援計画作成に反映される。終了・検証委員会による本人の面接は、自らの行動を再認識する上で大変効果的になっている。

図-1 再訓練の流れ



【再訓練の開始】

① 問題行動発生

↓

② 問題行動キャッチ

↓

③ 特別指導判定委員会

目的：再訓練の要・不要の判定

再訓練の期間の判定

↓

④ 事業者への答申

↓

⑤ 答申内容で「諾」の場合

特別指導実施指示書

特別指導通知書

↓

(事業者からの業務指示)

↓

⑥ 再訓練事業所 (ワークトレーニングセンターあ いりん)

↓

⑦ 個別支援計画作成

↓ (検討会議開催)

⑧ 事業所の承認

【再訓練の終了】

① 特別指導の計画作成、実施、内部評価、内部検 証

↓ (事業者へ定期的に報告)

② 特別指導の個別支援終了 (およそ1か月前)

↓

③ 特別指導終了・検証委員会

目的：再訓練の終了判定

再訓練の内容検証 (3か月毎)

↓

④ 事業者への答申

↓

(事業者からの業務指示)

↓

⑤ 特別指導の終了決定

↓

⑥ 終了後の活動・生活 についての検討会議 開催

↓

再訓練の終了

⑤ 個人事例

年齢：30代

療育手帳：B1

障害程度区分：区分4

問題行動：窃盗

施設入所18年

【問題行動の概要】

- ・ 職場の女子更衣室のロッカーを物色しており、財布を触っているところを見つかる。職場より連絡が入り発覚する。以前にもこのような行為があったため退職となる。
- ・ 1か月前にもホームの鍵付き引き出しから現金を盗っており、生活の場を「グループホーム・ケアホームさつき」に移動し訓練中であった。自らのホームに帰る予定の日の問題を起こす。
- ・ 窃盗、性的な問題行動等により、再三入所施設で再訓練を行っており、本人を取り巻く環境整備にも配慮してきたが、問題行動を繰り返し、反省の意識薄い。
- ・ 今まで数十回にわたる特別指導プログラムを行ってきたが、効果は得られていない。
- ・ 就職後18年間で17回の窃盗、26回の問題行動が発覚している。

【導入期】

平成21年5月の問題行動に伴う再訓練の解除を予定していた日に窃盗を行う。

一般雇用の事業所は退職、特別指導判定委員会の判定が出るまで、「ワークトレーニングセンターあいりん」で待機。

【特別指導判定委員会からの指摘】

- 本人と信頼関係がいる職員がいないのではないか
- 本人はお付き合いしている人との生活を希望
- 自暴自棄になっている
「どうせ自分は信頼されていない」という心理状態では？
特別指導中のカリキュラムや内容を、事前に本人にも提示して、次のステップが分かりやすい様にしてはどうか？
- 全てにおいて自分の欲望を抑えられない
「目の前に財布があると前後の事は考えなく盗ってしまう」(本人の談)
- 余暇時間の充実